

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... (食品衛生課)	33
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (広報広聴課)	33
○特定調達契約に係る入札の公告..... (広報広聴課)	34
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (道立病院管理室)	35
○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	36
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	36
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	36
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	36
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	36
○土地改良事業の施行の同意..... (土地改良指導課)	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	37
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	37
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	38

規 則
旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第97号 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 旅館業法施行細則 (昭和23年北海道規則第123号) の一部を次のように改正する。 別記第 1 号様式中「平成」を削り、「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項各号のいずれか」に改め、同様式末尾欄外注の事項を同注 1 の事項とし、同事項の次に次の 1 事項を加える。 2 旅館業法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号に該当する施設にあっては、申請者が農林漁業者又はその組織する団体であることが確認できる書類及び申請者が行おうとし

ている農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供内容を記載した書面を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の旅館業法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示
北海道告示第415号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年 4 月13日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第 2 条第 3 号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成16年 4 月13日に一般競争入札の公告を行う広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託契約 (2) 資 格 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格 (以下「資格」という。) (3) 特定役務の種類 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託
2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の 4 第 1 項に規定する者 (未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。) でないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 道が指定した運送先及び配布先に、運送及び配布開始日からおおむね10日以内での運送及び配布が可能であること。

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

(6) 一度に約1,590,000部の広報誌「ほっかいどう」を保管する保管場所を、札幌市に確保できること。

(7) 資本金の額が、1,000万円以上であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 審 査 の 時 期 平成16年4月16日から26日まで

(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道知事政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第416号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称

(ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）

(イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円及び振込手数料等の諸経費を含む。）

(ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円及び振込手数料等の諸経費を含む。）

イ 数 量

次の部数を、各項目ごとに2回に分けて配布する。配布は広報誌「ほっかいどう」の発行にあわせて行う。

(ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量 1,164,546部

(イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 1,613,952部

(ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を経由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 383,502部

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結年月日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第415号に規定する広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事政策部知事室広報広聴課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁4階企画振興部会議室

(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道知事政策部知事室広報広聴課)

(2) 入 札 日 時 平成16年 5月24日 午後 2時 (送付による場合は、平成16年 5月21日午後 5時まで) に必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

すべての入札金額 (単価) が、北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格 (単価) の制限の範囲内である入札 (有効な入札に限る。) をした者のうち、入札書記載の入札総価額 (各入札金額 (単価) にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額) が最低であるものを落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額 (単価) とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成16年 4月14日 午後 2時

イ 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道庁赤れんが庁舎 1 階 5 号会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道知事政策部知事室広報広聴課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 21 - 373

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature

(a) Transportation of the public relations magazine "HOKKAIDO" to municipalities and citizens organizations including neighborhood associations.

Cost per copy (no commission is included)

(b) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via neighborhood associations and other citizens organizations.

Cost per copy (including ¥13, commission for citizens organizations)

(c) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via newspaper agencies.

Cost per copy (including ¥15, commission for newspaper agencies)

b . Estimated quantity

(a) 1,164,546 copies for the service described above as 1.a.

(b) 1,613,952 copies for the service described above as 1.b.

(c) 383,502 copies for the service described above as 1.c.

B . Bid tendering date and time : 14 : 00 P. M., may 24, 2004

C . Contact :

Public Information and Opinions Division Office of Policy Administration, Hokkaido

Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 21-373

北海道告示第417号

次のとおり、一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年 4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

重油 (J I S 1 種 2 号) 1 ℓ 当たりの単価

- (2) 数 量 調達予定数量 3,500,000 ℓ
- 2 落札を決定した日
平成16年3月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日東石油株式会社
(2) 住 所 旭川市本町2丁目
- 4 落札金額
34.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年北海道告示第127号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。
平成16年4月13日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成16.4.1	理 事	鈴 木 幹 男	今金町字豊田107番地の38
同	同	酒 井 誠 一	北檜山町字若松867番地の2
同	同	江 上 英 章	同 字徳島12番地
同	同	大 庭 祐 一	同 字西丹羽355番地の1
同	同	山 田 康 夫	同 字栄309番地
同	同	田 畑 利 雄	今金町字八束183番地の53
同	同	黒 須 隆 之	同 住吉6番地の1
同	同	新家子 幸 夫	北檜山町字愛知1703番地
同	同	田 中 文 夫	今金町字神丘701番地
同	監 事	長 沼 敏 文	北檜山町字西丹羽617番地の11
同	同	佐 藤 弘 一	今金町字鈴金13番地の7
同	同	仁 木 幹 雄	同 田代65番地の6

北海道告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年4月1日、池田土地改良区の定款の変更を認可した。
平成16年4月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、空知土地改良区が新たに行う土地改良（豊泉地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年4月14日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年4月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第421号

道営土地改良（合流地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成16年4月14日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成16年4月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第422号

道営土地改良（曲淵地区農免農道整備）事業の工事を平成15年8月20日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
平成16年4月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月31日、旭川市の行う土地改良（忠別中央地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行に同意した。
平成16年4月13日

北海道告示第424号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

占冠村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

足寄町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 苫小牧市真砂町1（次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的 潮害の防備
3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
奥 尻 島 線 北海道渡島支庁函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字赤石118番1地先から奥尻郡奥尻町字赤石92番1地先（海浜地）まで	前	5.99mから14.27mまで	494.63m	—
		後	10.03mから26.49mまで	490.54m	—
奥 尻 島 線 北海道渡島支庁函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字奥尻国有林檜山森林管理署2472林班い小班地先（海浜地）から奥尻郡奥尻町字奥尻国有林檜山森林管理署2472林班い小班地先（海浜地）まで	前	8.44mから13.62mまで	290.82m	—
		後	19.95mから35.03mまで	290.00m	—
小谷石渡島知内停車場線 北海道渡島支庁函館土木現業所	上磯郡知内町字元町71番53地先から上磯郡知内町字重内14番6地先（一般国道228号交点）まで	前	11.50mから51.00mまで	3,423.20m	一般国道228号重複10.50m
		後	14.50mから51.00mまで	3,423.20m	一般国道228号重複10.50m

北海道告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道後志支庁小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成16年4月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 老古美小沢停車場線	岩内郡共和町ワイス957番1地先から岩内郡共和町ワイス1438番4地先まで	平成16. 4.17

正 誤

○平成16年3月26日（第1555号）
1 次のとおり誤りがあったので訂正する。
ページ 欄 行
204 左 14
誤 北 海 道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員 訓令
北海道議会
北海道企業局
正 北 海 道
北海道選挙管理委員会

北海道人事委員会
北海道監査委員 訓令第1号
北海道議会
北海道企業局

2 北海道告示第340号（知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
220 右 30
誤 歌志内市役所
正 関係市役所

3 北海道告示第341号（道路の共用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
222 左 8
誤 紋別郡西興部村字中興部328番地先まで
正 紋別郡西興部村字上興部328番地先まで

○平成16年3月31日 号外第12号
北海道条例第76号（北海道税条例の一部を改正する条例）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
7 右 19
誤 平成16年法律第15号
正 平成16年法律第14号